

中央環境審議会の運営方針について

平成13年1月15日

総 会 決 定

事 項	
<p>1 会議の公開及び出席者について</p> <p>(1) 会議の公開について</p> <p>(2) 代理出席について</p>	<p>① 総会は、公開とする。部会については原則として公開するものとし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、部会長は、部会を非公開とすることができる。</p> <p>② 会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p> <p>代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。</p>

2 会議録等について

て

(1) 会議録の内容
について

- ① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ② 会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員の了承を得るものとする。

(2) 会議録の配布
について

会議録は、当該会議に属する委員等に配布するものとする。

(3) 会議録及び議
事要旨の公開に
ついて

- ① 公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、部会が認めたときは、公開するものとする。
- ② 総会及び全ての部会の会議について、議事要旨を公開するものとする。
- ③ 公開した会議の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。

3 一般の意見の反
映について

一般の意見については、これをよく聴くように努めるものとし、その具体的な実施方法は、それぞれの会議において定めるものとする。

4 総会と部会との
関係等について

- ① 総会は、年1回以上開催する。
- ② 会長が必要と認めたときのほか、委員の3分の1以上から審議事項を示して総会の開催の請求があったときは、会長はこれを召集するものとする。
- ③ 委員は、その所属部会以外の部会が審議する案件につ

	<p>いて、会長を経て意見を提出することができる。</p> <p>④ 各部会は、小委員会又は専門委員会に審議を付託するに当たっては、審議事項の範囲を明確にするものとする。</p>
<p>5 委員等及び専門委員の構成等について</p> <p>(1) 委員等の構成等について</p>	<p>① 会長は、委員等の構成について、必要に応じ、環境大臣に対して意見を具申するものとする。</p> <p>② 部会長は、当該部会に属すべき委員等の構成について、必要に応じ、会長に対して意見を具申するものとする。</p>
<p>(2) 小委員会及び専門委員会の構成について</p>	<p>① 小委員長及び専門委員長は、当該小委員会及び専門委員会に属すべき委員等の構成について、必要に応じ、部会長に意見を具申するものとする。</p> <p>② 審議案件と直接的な利害関係を有する企業に所属する者は、当該案件を調査審議する小委員会及び専門委員会には属さないことを原則とする。</p>
<p>6 その他</p>	<p>上記に規定するもののほか、総会、部会、小委員会及び専門委員会の公開その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定めることができるものとする。</p>